

令和5年第8回京田辺市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年8月17日(木) 午前9時00分 開会
午前9時30分 閉会

場 所 京田辺市役所305会議室

会議日程

日程第1	教育行政報告	
日程第2	議案第42号	京田辺市教育支援センター設置要綱の制定について
日程第3	議案第43号	京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について
日程第4	協議	令和4・5年度継続施行(仮称)学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約について
日程第5	協議	令和5年度京田辺市一般会計補正予算(第4号)(案)について

出席者

教育長	山岡	弘高
委員(教育長職務代理者)	西村	和巳
委員	藤原	孝章
委員	上村	真代
委員	伊東	明子
(事務局出席職員)		
教育部長	藤本	伸一
教育指導監	上原	正章
教育部副部長	櫛田	浩子
教育総務室担当課長	古谷	隆之
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又	靖志
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
中央図書館長	釘本	容子
(事務局書記職員氏名)		
教育総務室担当課長補佐	出島	ケイ

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 教育行政報告

[報告] 事務局

前回の会議以降の教育行政関係行事及び議会審議状況の報告を資料配付により行った。

○日程第2 議案第42号「京田辺市教育支援センター設置要綱の制定について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

こども基本法ができたので、法についての文言や、広い意味での子どもの居場所等についてももう少し記載があっても良いのではないか。意見である。

(事務局)

法の趣旨については、事業内容の(6)「その他教育支援センターの設置目的を達成するために必要と認められること」の中に含まれているとご理解頂きたい。

(山岡教育長)

設置要綱としては、法の趣旨は事業内容のその他の中に含まれていると解釈しながら、今後、機能を拡充する中で、法の趣旨が十分反映されるよう運営していく。

(西村委員)

これまでの教育支援教室及び別室と、この教育支援センターとの関係は。

(事務局)

教育支援教室と別室が機能拡充して新たに教育支援センターになる。

(山岡教育長)

位置的に現在の別室がある1階は事務室と相談室に、3階は3室で、集団活

動、個別学習、教育相談を行う。これまでより場所を広げ、活動内容も拡充し、さらに学校と連携して未然防止にも取り組んでいく。

[採 決]

採決の結果、原案どおり可決された。

[会議の非公開]

日程第3から日程第5までについて、教育長が議事の内容を踏まえ、会議を非公開とすることについて提案し、委員全員から同意が得られたため、会議を非公開とすることとなった。

○日程第3 議案第43号「京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

[採 決]

採決の結果、原案どおり可決された。

○日程第4 協議「令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

○日程第5 協議「令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）（案）について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

子どもの教育のための総合交付金は単年度の支援か。

(事務局)

採択されたら基本的には3年間の支援。

(藤原委員)

教育支援拠点整備事業とは何を指すのか。

(事務局)

教育支援センターのこと。

採択された事業は3年間支援いただけるが、この額については今年度の額。次年度以降は他の市町も応募されるので、通知文に「次年度以降の交付を担保するものではない」と記載があり、次年度以降に府の予算内で決定される。

(藤原委員)

補助率は50%か。

(事務局)

補助率は50%であり、残り50%は市負担となる。

[会議を非公開とすることの終了宣言]

非公開事件の議事日程が終了したため、教育長が、会議を非公開とすることの終了を宣言した。

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。